

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調が続く一方、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、労働者を取り巻く情勢は、大手企業を中心にベースアップを含む賃金の引上げが行われたものの、雇用の7割を占める中小企業に波及するかは予断を許さず、所得の低迷や格差の拡大、輸入物価の高騰など、依然として厳しい状況にある。

こうした中、平成27年4月2日に行われた経済の好循環実現に向けた政労使会議において、中小企業における賃金引上げを後押しするための環境整備として、原材料等の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、国や経済界が総合的に取組を進めることなどが合意された。

デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を更に拡大していくことが重要であり、そのためには非正規労働者を含む全ての労働者に適用される最低賃金の底上げにより、個人消費の拡大につなげていくことが必要である。

よって、国におかれでは、平成27年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
 - 2 取引先企業の価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の確実な履行を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月2日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
神奈川労働局長